

環白山保護利用管理協会

1. 背景・経緯

平成 16 年度 着任したレンジャーが地域の課題を様々な関係者から聞き取りながら、以下の課題があると認識。現在の仕組みのままで解決するのは困難。

■地域の課題

地域の仕組みの疲弊・・・
「地域らしさ」の衰退・・・
地域資源の「切り売り」・・・

■国立公園の課題

維持管理費の少なさ・・・
入件費・ソフト費の少なさ・・・
4 県にわたる公園をレンジャー 1 人がカバー

関係者との意見交換を繰り返し、協働体制の構築に向けた説明、参画依頼を行う。

平成 17 年度～平成 18 年度 上記の課題を踏まえ、「持続可能な地域づくり」を目標に地域の宝を再発見するために地元の方々とともに「あるもの探し」や「モデルエコツアー」を開催（※エコツーリズムモデル事業の予算を活用）

平成 18 年度 協会の組織化のために、体制づくり検討委員会を 8 回開催。

平成 19 年 1 月 環白山保護利用管理協会 設立

2. 目的

白山に関わる自然、景観、文化を保全するとともに持続的な地域振興を実現し、美しい白山と元気な白山を守り育て後世に受け継いでいく。

3. 活動内容

(1) これまでの活動

- ・白山の自然環境の保全活動（外来植物除去、湿原保全、各種検討会での発言・提言等）
- ・施設の補修・維持管理（避難小屋における雨水タンクの設置・管理）
- ・エコツーリズムの推進
- ・地元の主体的取組の支援（催事への協力、環境保全活動への補助、地域連絡会の開催・情報収集、他地域や団体との交流や情報交換の橋渡し）
- ・受託業務（生態系維持回復事業（除去活動、種子除去マットの設置、登山道巡視及びカウンター設置、子どもパークレンジャー事業）

(2) 今後の活動予定

基本的にはこれまでの活動を継続

4. 体制

(1) 構成メンバー <別紙>のとおり

- (2) 事務局 会員 2 名（事務局長、局員）、事務所（道の駅しらやまさん内）
- (3) 部会等 白山麓 5 地域（石川、富山、福井、岐阜（石徹白・白川））に地域連絡会を設置。地域連絡会の代表を協会の会員が務め、行政と地域住民など関係者の仲介役として、地域連絡会での検討内容を環白山協会に集約する役目を担っている。
- (4) 運営費 前年度繰越：2,046,869 円、会費：389,000 円、受託事業：8,682,350 円、協力金・グッズ売上：343,415 円（平成 22 年度収入）

5. 設置の効果・関係者の反応

- ・これまで 4 県でバラバラに取り組まれていた様々な活動が皆で連携して行えるようになってきた。
- ・広域観光推進協議会のように「観光振興」の面から 3 県が集まる場はあるが、白山国立公園や自然環境の保全、地域づくりの担い手という面で集まる団体は他にない。
- ・一般（登山者も含む）に広く認知されている団体ではないが、白山関係者にはよく知られている。
- ・生態系維持回復事業や、直轄施設の維持管理などでは、地元の事情に精通した会員がいることから、事業が円滑に行われている。

6. 課題

- ・協会の体制強化
- ・事務局の強化
- ・企画運営委員会の活性化
- ・地域ごとに設置されている地域連絡会間の情報共有体制の構築

<別紙>

環白山保護利用管理協会会員一覧（平成22年度現在）

正会員、特別会員、顧問

正会員		特別会員
荒島愛山会	日本モンブランの会	富山県
荒島アドベンチャー企画	ネイチャプロジェクト白山	石川県
アルスコンサルタンツ㈱	(財)白山市地域振興公社	福井県
石川県巨樹の会	(財)白山観光協会	岐阜県
石川県くらしと環境を考える会	白山山岳倶楽部	白山市
石川県自然解説員研究会	白山商工会	勝山市
石徹白十三人衆（壮年団）	白山杉峠を守る会	大野市
NPO 白川郷自然共生フォーラム	白山遭難対策協議会白山山岳救助隊	郡上市
トヨタ白川郷自然学校	白山レンジャーの会	高山市
ノーム自然環境教育事務所	白山麓地域文化振興協議会	南砺市
小原ECOプロジェクト	鳩ヶ湯旅館	白川村
小原生産森林組合	深田久弥を愛する会	特別会員：計11団体
オフィスファイン（白水湖畔ロッジ）	ブナの会	
金沢好日山行会	平家平を愛する会	顧問
金沢ナカオ山岳会	やすらぎの里いとしろ	宗教法人 白山比咩神社
五箇山自然文化研究会	(有)エルダーシステムコンサルタンツ	平泉寺白山神社
白川郷観光協会	(有)オフィスイヌイ	長瀬白山神社
城端山岳会	(有)新栄商事	国土交通省 金沢河川国道事務所
白川村商工会	榊白山里	林野庁 石川森林管理署
白峰観光協会	榊橋本確文堂	林野庁 飛騨森林管理署
白山しらみね自然学校	TEAM はくさん21 (22年度新規加入)	環境省 中部地方環境事務所
手取湖げんき団	白山雑草研究会 (22年度新規加入)	顧問：計7団体
永井建設（株）		賛助会員（団体）
永井旅館		団体：計10団体
	正会員：計46団体	個人：計69人

理事および監事

所 属	名 前	県 市 村
正会員 深田久弥を愛する会	深田 森太郎	石川加賀
正会員 トヨタ白川郷自然学校	西田 真哉	岐阜白川
正会員 荒島愛山会	脇本 浩嗣	福井大野
正会員 白山レンジャーの会	中島 和	石川白山
正会員 白川郷観光協会	山腰 博文	岐阜白川
正会員 フリーダム	菅我 隆行	岐阜郡上
正会員 財団法人 白山観光協会	永井 隆一	石川白山
正会員 石川県自然解説員研究会	金津 五雄	石川金沢
正会員 五箇山自然文化研究会	今井 芳正	富山南砺
正会員 小原ECOプロジェクト	国吉 一実	福井勝山
正会員 アルスコンサルタンツ	島 由治	石川金沢
特別会員 石川県（環境安全部 自然保護課長）	中村 義孝	石川金沢
特別会員 白山市（観光推進部長）	竹内 茂	石川白山
特別会員 白川村（産業課長）	宮脇 忠紀	岐阜白川
特別会員 郡上市（商工観光部観光課長）	直井 渉	岐阜郡上
正会員 NPO法人白山麓地域文化振興協議会	山口 一男	石川白山
正会員 石川県くらしと環境を考える会	高橋 強	石川金沢

②環白山保護利用管理協会

協会の役割

- ①白山の環境保全活動の実施（事業実施主体として機能）
 - ・外来植物除去作業、湿原保全活動など（環境省などから受託。）
- ②地元の主体的取組の支援
- ③他地域や団体との交流や情報交換の橋渡し

構成メンバー

富山県、石川県、福井県、岐阜県（4県）、南砺市、白山市、大野市、勝山市、高山市、郡上市、白川村（6市1村）、アルコンサルタンツ（株）、五箇山自然文化研究会、（有）オフィスイヌイ、石徹白十三人衆、トヨタ白川郷自然学校など、白山地域を活動のフィールドとする民間45団体

【顧問】環境省、林野庁、国土交通省及び白山に関わる三神社

事務局：会員2名（事務局長、局員 事務所：道の駅しらやまさん）

地域対応型組織

石川県地域連絡会 / 富山県地域連絡会 / 福井県地域連絡会
岐阜県石徹白地域連絡会 / 岐阜県白川地域連絡会

地域対応型組織と「協会」との関係

- 各地域連絡会の代表は環白山保護利用管理協会の会員。
- 行政と地域住民など関係者との仲介役として、検討内容を環白山全体に伝達、情報共有の役目を担う。

環白山保護利用管理協会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、環白山保護利用管理協会という。

(事務所)

第2条 この会の事務局を石川県能美市和佐谷町200番地（道の駅しらやまさん）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、白山とその周辺地域（以下「環白山地域」という。）の自然、景観、文化を保全するとともに、持続可能な地域振興を実現し、美しい白山と元気な白山麓地域を守り育て、後世に受け継いでいくため、様々な団体や個人が地域や立場を越えて協働する事を目的とする。

(活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、環白山地域において次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 環境保全及び管理に関する活動
- (2) 歴史、文化の伝承と持続可能な地域振興を図る活動
- (3) 地域間交流の活性化や情報共有を促進する活動
- (4) 前各号に挙げる活動を行う団体への支援活動

(事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、環白山地域において次の事業を行う。

- (1) 環境保全及び管理に関わる技術研修会や専門講座の開催
- (2) 広域的な取り組みや仕組みづくり、および環白山地域の適正な保護と利用と管理を促すためのローカルルールづくり
- (3) 登山施設等の維持管理の充実や活用のための支援
- (4) エコツーリズムを活用した地域振興のための支援
- (5) 自然、文化の保全、質の向上及び地域振興のための調査研究
- (6) 保全再生活動ならびに環境教育プログラム等の開発、提供
- (7) 登山施設等利用者への安全対策と事故防止に関する普及啓発及び情報提供
- (8) その他、この会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会し、事業に関わる団体
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同して入会し、事業を賛助する団体並びに個人
- (3) 特別会員 この会の目的に賛同する、地方自治法第一条の三に定める団体

(入会)

第7条 この会に入会しようとするものは、会長に所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。また、新規正会員の入会については、所定の入会申込書に加え、入会希望団体

の概要説明書の提出、当協会二正会員の推薦を要する。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長に所定の退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員など

(種別及び定数)

第13条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上15名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) この会の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この会の財産の状況を監査すること。
 - (3) この会の業務執行の状況又は財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第20条 この会に、顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、本会の運営に関する重要事項について、相談及び諮問に応じ、会議に出席して意見を述べる事ができる。

(事務局)

第21条 この会の事務及び会計を処理するため事務局を置く。

(事務局員の範囲と数)

第22条 事務局に次の事務局員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局員 若干名

(事務局員の任免と処遇)

第23条 事務局長及び事務局員は、会長が任免する。

- 2 事務局長及び事務局員の処遇については、理事会に諮り別途定める。

第5章 総会

(種別)

第24条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第25条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

(権能)

第26条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第27条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員及び特別会員総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第28条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、事前に通知しなければならない。

(議長)

第29条 総会の議長は、会長が指名する。

(定足数)

第30条 総会は、正会員及び特別会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第32条 各正会員及び特別会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員及び特別会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員及び特別会員は、第30条、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員及び特別会員総数、出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第35条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 理事会は第2章に掲げる目的及び事業を円滑に推進させる為に、企画運営委員会（通称：「チーム白山」）を設置する。

(開催)

第36条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、事前に通知しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第39条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第40条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄付金品

(3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

(資産の管理)

第43条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第44条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第45条 この会の事業報告書、収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 雑則

(細則)

第47条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1 この規約は、平成19年1月28日から施行する。

2 この会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。

3 この会の設立当初の事業計画及びこれに伴う収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

4 この会の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から19年3月31日までとする。

5 この会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 5,000円 年会費 5,000円

(2) 賛助会員 団体 年会費 5,000円 [1口]

個人 年会費 2,000円 [1口]

学生 年会費 1,000円 [1口]

〔改正〕

平成20年度定期総会（平成20年5月25日）にて、規約第35条第2項を追加する。

平成23年度定期総会（平成23年5月28日）にて、規約第7条の内容について改正する。

平成23年度定期総会（平成23年5月28日）にて、規約第2条を改正する。

